

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>利便性向上に繋がることは良いことと思います。戸籍の記述等と同じ扱いですね。人によっては記載や訂正理由の記載自体が「汚れる」としていやがる人もいますが。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
2	<p>本件省令案における機構の事務は、おおむね「電子計算機の操作」によることとされており、合理的だと思います。ところが、同案第22条は、報告書の公表を官報への掲載及び事務所への備置きという前時代的な方法のみとしており、本当に報告書を広く一般に知らせようという気があるのか疑問を感じざるを得ません。したがって、報告書の公表については、インターネットを利用する方法を併用すべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、報告書が掲載された官報はインターネットにより確認可能です。</p>